

**CERTIFIKOVANÁ ZKOUŠKA
Z ČEŠTINY PRO CIZINCE
(CCE)**

チェコ語能力検定試験(CCE)

**ZKUŠEBNÍ ŘÁD
試験規程**

18. 5. 2017 発効

1	チェコ語能力検定試験(CCE)の特徴...2	
2	試験についての入手可能な資料.....	2
3	試験日程について.....	3
4	試験センター.....	3
4.1	試験会場の場所と設備の要件.....	3
4.2	試験委員会.....	3
5	試験の申込.....	4
5.1	受験料.....	4
5.2	キャンセル及び試験日の変更について	5
6	試験当日について.....	6
6.1	試験当日の受付について.....	6
6.2	試験開始時.....	6
6.3	試験実施中.....	7
6.4	試験終了時.....	8
6.5	失格について.....	8
7	著作権について.....	8
8	評価について.....	9
9	不合格の場合.....	9
9.1	再受験について.....	9
9.2	試験運営についての不服申し立てについて.....	10
9.3	試験結果についての不服申し立てについて.....	10
10	合格証明書.....	10
11	試験資料の保管.....	10
12	非常時の対応と特別措置.....	10
13	おわりに.....	11

チェコ語能力検定試験(CCE)(以下、チェコ語検定)の試験規程(以下、試験規程)は、チェコ語検定の実施において、プラハのカレル大学語学研究所(以下、ÚJOP UK)全試験拠点での全受験者、チェコ語検定にかかわる全スタッフにより、遵守されるべき規程である。

試験問題一式の提供、試験問題作成、チェコ語検定の準備調整については、ÚJOP UK 研究試験センター(VTC)の職員や協力者が任命される。この任命者は、チェコ語検定の事務処理や、事務官、試験官、採点者の選定、およびその研修に責任を有する。

1 チェコ語検定の特徴

チェコ語検定は、ヨーロッパ言語共通参照枠(以下 CEFR)に基づき A1、A2、B1、B2、C1 の 5 段階の級で実施される。チェコ語検定は、自分のチェコ語コミュニケーション能力水準を確かめたいすべての外国人に向けられた試験で、CEFR で定められた基準に準拠して、チェコ語のコミュニケーション能力水準を判定するものである。試験は、CEFR で定められた各レベルの説明に対応する、右記チェコ語教材を参考にしている。Čeština jako cizí jazyk – A1 級 (MŠMT(教育省)2005), Čeština jako cizí jazyk – A2 級 (MŠMT 2005), Prahová úroveň – čeština jako cizí jazyk (Rada Evropy 2001), Čeština jako cizí jazyk – B2 級 (MŠMT 2005)

2 試験についての入手可能な資料

チェコ語検定の受験者のために、下記教材が用意されている。

各級用に試験問題例が用意されており、それには、答え合わせ用の解答集、リスニング問題の音声、解答用紙、試験に関する注意事項、各科目の時間割、読み・聞きの受動的な能力だけでなく作文などの能動的な能力も判断する採点式評価方法などが含まれている。その他の資料としては、受験者への案内、この試験規程、出版されている問題集がある。ÚJOP UK の研究試験センターでは、お問い合わせいただいても、試験についての相談や、教材についての助言は行わない。

運営担当および事務官、試験官および採点者のためには、試験の進め方、採点方法に関する指示書が用意されている。運営担当および事務官、試験官および採点者のためには、定期的に試験のための総合研修や、記述、口述の各能動的能力を評価するための標準化研修が行われている。

3 試験日程について

チェコ国内会場の試験日程は、事前に一年分が定められ、遅くとも前年の 11 月までに公表される。チェコ国外会場の試験日程は、その都度公表される。

試験日程についての情報は、ウェブサイト <http://ujop.cuni.cz/cce> で案内するほか、ÚJOP UK 研究試験センターへの電話または e メール、および各種ご案内資料で、案内する。

4 試験センター

チェコ語検定は、チェコ国内や国外の試験センターで実施される。試験センターは、ÚJOP UK の拠点か、または、会場や設備、試験運営、試験実施にあたり必要な人員についての要件を満たして ÚJOP UK と契約をむすび、試験遂行のライセンスを得た場所である。ÚJOP UK 研究試験センターの職員または契約職員である試験委員会委員長は、各会場における試験の管理運営および試験の正常な実施に責任を有し、自ら試験問題一式を試験センターへ持参する。

4.1 試験会場の場所と設備の要件

試験は、アクセスに無理のない場所で行われなければならない。受験者は、事前に試験会場について周知される。試験前の受付が行われる場所については、試験当日にきちんと掲示され、共用の空間には、試験が実施されていること、および、静かにするよう、との注意書きが掲示されなければならない。

試験会場は、試験の実施にふさわしい条件を備えなければならない。特に、静かであること、外気または空調で換気できる場所であること、十分な明るさが必要である。壁には、受験者の成績に影響する可能性のあるものは、何も掲示されてはならない。リスニング試験は、音響の適切な部屋か、受験者全員にヘッドホンがわたる部屋で行われなければならない。

受験者同士の距離は、1.5m以上離れていること(机の中央から測る)。試験中、受験者全員が同方向を向いて座り、時計が見えなければならない。受験者の入室前に、予め決めておいた席順の通りに、座席に名札を置くこと。試験の間、受験者は席順に表示された場所に座る。受験者 25 名毎に一人の事務官がつく。

4.2 試験委員会

各級の申し込み受験者数に応じて、各試験日ごとに、研修を受けた事務官、試験官および採点者からなる試験委員会が任命される。試験委員長は、ÚJOP UK 研究試験センターの職員または契約職員の中から任命される。試験委員会は、試験中の試験問題の取り扱いに責任を有し、試験問題一式(問題用紙、解答用紙、リスニング音声)と、受験者の個人情報の保護に責任を負う。試験委員長は、試験の実施やその運営全体に責任を有し、緊急時には即時の決断をする権利を持つ。

5 試験の申込

チェコ国内でのチェコ語検定受験希望者は、ウェブサイト <http://ujop.cuni.cz/cce> のオンライン申込を通じて、試験日の 3 週間前までに申し込むこと。

チェコ国外でのチェコ語検定受験希望者は、ウェブサイト <http://ujop.cuni.cz/cce> のオンライン申込を通じて、各国の試験センターが定めた日までに申し込むこと。この締切日は、オンライン申込書に記載されている。

申込が受付されると、オンライン申込書に記入されたメールアドレスへ、自動的に確認書が送付される。つづりや大文字小文字を含めて、この確認書の内容に誤りがないかどうか、必ず確認のこと。ここに記載された内容が、

合格証明書に記載される。修正が必要な場合は、すぐに ÚJOP UK 研究試験センター事務局へ申し出なければならない。ÚJOP UK は、チェコ語検定の実施や研究、試験の改善、品質管理に直接かかわらない目的のためには、受験者の同意なしに個人情報を利用することはない。

チェコ語検定を受験できるのは、試験当日に 16 歳以上であり、チェコ語を母語としない者である。試験当日に年齢制限に達しているかは、国際的に効力のある有効な旅券によって確認が行われる。もし、試験当日にこの年齢制限に達していない者が受験を希望する場合は、ÚJOP UK 研究試験センター長の同意を求める依頼書を、試験日の 3 週間前までに ÚJOP UK 研究試験センター長に届くよう送ることが必須である。

同一の級に申し込む受験者 6 人以上の団体は、チェコ国内での個別の試験日程の設定を、書面で依頼することができる。

5.1 受験料

チェコ国内でのチェコ語検定の受験料と、振込先は、ウェブサイト <http://ujop.cuni.cz/cce> に記載されている。振込先については、申込後、受験者に届く自動確認メールでも案内される。

チェコ国内での受験料は、申込書送付後、7 日以内に支払いが行わなければならない。もし受験者が左記の期限内に支払いを行わなければ、申込は自動的に取り消される。

チェコ国外でのチェコ語検定の受験料は、各国の試験センターが定める。チェコ国外での受験料は、**各国の試験センターが定めた期限までに**、支払わなければならない。受験料については、直接各国の試験センターから案内される。チェコ国外の試験センターでは、受験料が異なることがある。

試験当日の受付には、**受験料支払いの控え**を、必ず持参すること。

ÚJOP UK が主催しているチェコ語講座を現在受講されている方は、チェコ国内でチェコ語検定を受験する場合、500 チェココルナの割引を受ける権利がある。ÚJOP UK が主催しているチェコ語講座を、すでに修了されている方は、講座終了後、最初に実施される試験にかぎり、同額の割引を受ける権利がある。

割引を希望する者は、ÚJOP UK の主催するチェコ語講座の受講証明書、または、その修了証明書(講座修了の日付入り)を、ÚJOP UK 研究試験センター事務局あてに、郵便またはスキャンしてメールで、必ず試験日の 3 週間前までに送ること。もし受験者が割引いた金額を振り込み、事前に割引の申請を行っていなかった場合、受験は許可されない。

団体割引の 5%引きは、6 人以上の団体が同じ試験日に申し込みされる場合(もちろん同じ級である必要はありません)に適用される。この割引は、チェコ国内で個別設定された試験日には、適用されない。(第 5 項参照。)割引は、重複して受けることはできない。

5.2 キャンセル及び試験日の変更について

5.2.1 該当試験日のためのオンライン申込締切日以前の場合:

- a) 申込をキャンセルする場合、支払われた金額より、500 チェココルナを差し引いた金額が差し引かれる。
この 500 チェココルナは、**返金不可の受付手数料**であり、キャンセル手数料の支払いに充当される。
- b) 申込済みの試験を他の試験日に変更することは、**変更手数料** 500 チェココルナを支払い後に可能となる。

5.2.2 該当試験日のためのオンライン申込締切日を過ぎている場合、キャンセルも変更もできない。

5.2.3 該当試験日のためのオンライン申込締切日を過ぎても、医療機関による欠席証明書がある場合:

- a) 申込をキャンセルする場合、振込まれた金額より、500 チェココルナを差し引いた金額が差し引かれる。
この 500 チェココルナは、**返金不可の受付手数料**であり、キャンセル手数料の支払いに充当される。
- b) 申込済みの試験を他の試験日に変更することは、**変更手数料** 500 チェココルナを支払い後に可能となる。

申込済みの試験を他の試験日に変更する場合、受験者は新しい試験日で、通常通り申し込みを行い、受験料を具体的にどの試験日に振り替えてほしいのか、ÚJOP UK 研究試験センター事務局あてに、(書面または e メールで)依頼を送る。その依頼に基づき、受験者は変更手数料の振込口座を知らされる。試験日の変更は、同じ年の試験にのみ適用される。この場合には、個別の試験日は設定されない。

受験者が、チェコ国外での試験に来場したくない、または来場できない場合、各国の試験センターの指示に従うこと。

6 試験当日について

チェコ語検定は非公開の試験であり、試験会場に入場できるのは、受験者と試験委員会の委員、委員長、研修を受けた事務官、試験官および採点者、あるいは ÚJOP UK 研究試験センターの任命を受け試験のモニタリングを行う者だけである。これ以外の者は、試験の実施される会場の立ち入り制限のある場所(試験会場の建物など)に、立ち入ってはならない。試験中は、試験委員長が同時に事務官、試験官および採点者も兼ね、責任を有する。

5つの級全てで、以下の筆記部門と口述部門が行われる。筆記部門は、読解、リスニング、記述(B2とC1では、文法・語彙試験が加わります)で、口述部門はスピーキングである。口述部門については、録音される。各科目の長さは、ÚJOP UK のウェブサイト <http://ujop.cuni.cz/cce> および、受験者のための資料に記載される。

筆記部門も口述部門も、同じ日に行われる。申し込み受験者の人数により、午後 7 時まで全員口述試験を終えることができなければ、全員分の口述部門が翌日に行われる。この件については、申込締切後、受験者に e メールで通知される。

6.1 試験当日の受付について

受験者は、各試験日への申込を記入した後、試験会場(詳しい住所)について、知らされる。試験には、**開始 30**

分前までに来場しなければならない。受付は、最初の科目開始の 5 分前に終了する。

受付の際には、受験者の国際的に有効な身分証明書(旅券)または、チェコの居住証明(長期滞在許可証)と、支払証明を確認した後、コード番号と紙のリストバンドが渡される。受付の際の受験者の本人確認は、チェコ警察も行う権利がある。

試験は、申込後 7 日以内*に支払いを済ませ、当日受付で支払証明と、国際的に効力のある身分証明書(旅券)を提示した受験者だけが、受けることができる。提示する身分証明書は、写真つきで、フルネーム、誕生日、個人情報、ローマ字でも記載されていることが必須である。チェコ国外の試験センターでのみ、実物であることと記載事項の正確さを、各試験センターの現地スタッフが確認するならば、各国で効力のある身分証明書の提示を認める。

*注:2017 年東京試験については申し込み後 10 日と定めています。

6.2 試験開始時

受付後、受験者は事務官の指示を待って、試験会場に移動する。会場で、受験者はあらかじめ決められた座席につく。事務官は、試験実施記録書にこの席順を記録しておき、各科目の開始前に、受験者が自分の席についていて、各自に手渡された認識番号を使用しているか、本人確認を行う。口述試験の開始前には、受験者は再び、受付で提示した国際的に効力のある身分証明書を提示しなければならない。

各科目の前に受験者が必ず行うこと:

- ・スマートフォン・携帯電話の他、試験中の静けさを乱しうるすべての電子機器の電源を切る。
- ・受付で提示した身分証明書を、机の端に置く。(6.1 項参照)
- ・机の上に出してよいのは、受付で提示した身分証明書、名札、消しゴム付き鉛筆、鉛筆削りだけである。電源を切った携帯電話などを含むその他の物は鞆にしまい、自分の手が届かず、かつ目に入る前方に置くこと。

試験中の受験者:

- ・机の上に出して良い物は、受付で提示した身分証明書、名札、コード番号、消しゴム付き鉛筆、鉛筆削り、メガネ、問題用紙、解答用紙だけで、B1 と B2、C1 の級では、これに印の押印されたメモ用紙が加わる。
- ・筆記用具は、用意された物(消しゴム付き鉛筆、鉛筆削り)しか使用してはならない。
- ・記述の科目では、事務官が渡す押印されたメモ用紙だけが使用でき、持参の紙は使用できない。
- ・解答用紙には、自分のコード番号を貼ること。
- ・事務官の指示で、筆記用具を置き、それ以降何も書き加えないこと。
- ・各科目の終わりに、解答用紙と問題用紙を提出すること。記述の科目では、押印されたメモ用紙も提出すること。
- ・他の受験者と意思疎通して、その人たちからの不正な助け、あるいはその他の不正な助けを求めてはいけない。

指示はチェコ語で行われるが、簡単に、はっきりと、明確に(身振りなども)、分かりやすく行われ、事務官は全員が理解したかどうかを質問して確認を取る。

この項目に記載された規則が遵守されなかった場合は、試験規程違反とみなされ、その受験者の試験は即刻終了となる。(6.4 項参照)

6.3 試験実施中

事務官から問題用紙を開いて良いという指示が出たら、受験者は試験に取り掛かる。その指示の瞬間から、制限時間の計測が始まる。各科目開始時の説明は制限時間には含まれない(6.2 項参照)。**試験中は、いかなる電子機器**(例:スマートフォン、携帯電話、翻訳機、デジタルカメラ、コンピューター、ハンズフリー機器など。例外として、リスニング科目の際の補聴器は、事務官の指示に基づいて使用することが可能。この場合、受験者は補聴器なしでは試験を遂行できない旨が記載された医療機関の証明書を提出する必要がある[12 項参照]。ワイヤレスの補聴器に限る。)も、**その他の許可されていない物**(教科書、辞書、押印されていない紙など)も、**使用できない**。試験中、**私語は禁止**されており、何か困ったことや質問があれば、挙手して事務官を呼ぶことができる。

各科目の開始時に、事務官が、受験者の本人確認とコード番号、席順を確認する。

A1 級の各科目の実施順は、右記の通り。読解および記述、リスニング、スピーキング

A2 級と B1 級の各科目の実施順は、右記の通り。読解、リスニング、記述、スピーキング

B2 級と C1 級の各科目の実施順は、右記の通り。読解、リスニング、文法・語彙、記述、スピーキング

口述試験の順番は、抽選で決められ、変更は不可である。

筆記部門、口述部門いずれの試験中も、監督や委員長、研修を受けた事務官、試験官、採点者の入室することが認められている。

6.4 試験終了時

各科目の終わりに、事務官は受験者に、制限時間が来たことを伝え、筆記用具を置いて、何も書き加えないよう指示する。事務官は、受験者がすべての試験問題一式を返却したことを確認する。

各科目の制限時間が来る前に解答を終えた場合に限り(リスニング科目は除く)、受験者は静かに会場を出て構わない。受験者が**再び会場に入れるのは、制限時間が過ぎたあとの、休憩時間**である。

6.5 失格について

受験者は、以下の場合、即刻失格となる。試験時に(部分的にも)身代わり受験をさせた場合。許可されていないいかなる資料(辞書、文法書、教科書、記述問題用の準備した案など)や、いかなる電子機器(スマートフォン・

携帯電話、翻訳機、パソコンなど)を使用した場合。他の受験者の解答を写した場合および、他の受験者と意思疎通した場合。制限時間が過ぎた後、試験問題一式を返却しない場合。次の科目の開始時、定められた時間までに、会場にこない場合。受験者は、口述部門の試験で、定められた時間までに会場にこない場合、失格となる。

アルコールや向精神薬の影響下にある受験者、騒々しい行為で試験の正常な進行をさまたげる受験者、他の受験者やスタッフに適切でない行為で迷惑をかける受験者は、失格となる。

7 著作権について

試験問題一式の著作権は、すべて ÚJOP UK が所有する。試験問題一式は、任命を受けた者を除いて、部分的も、試験会場から持ち出してはならず、書面による ÚJOP UK の同意なしには、複写も禁じられている。著作権を侵害する行為は、失格または合格証明書の発行停止の理由となる。受験者にも、試験センターにも、記入済みの試験問題一式は一切返却しない。

受験者の記入済み試験問題や、口述表現は、研究目的や管理、チェコ語検定の更なる発展のために用いられ、試験官や採点者のための研修に使用される場合は、受験者の匿名性が守られる。

8 評価について

「合格」の評価には、各科目で 60%以上の正解率に達することが必須である。

A1、A2、B1 の級では、各科目の満点は 25 点で、受験者の取り得る最高点は、合計 100 点になる。B2 級では、各科目の満点は 20 点で、受験者の取り得る最高点は、同じく合計 100 点である。C1 級では、各科目の満点は 30 点で、受験者の取り得る最高点は、合計 150 点である。

読解とリスニングおよび、B2 級と C1 級の文法・語彙は、答えに基づいて採点されるため、特別な標準化は不要である。記述試験は、事前に定められ、細かく分類された評価基準をもとに、研修を受けた採点者二人が別々に採点する。口述部門のスピーキングは、事前に定められ、細かく分類された基準をもとに、研修を受けた採点者と試験官が別々に採点するが、その二人は採点について合意に至らなければならない。記述とスピーキングで、採点が合意に至らない場合、その受験者の答案は、第三者の経験のある採点者によって採点される。

9 不合格の場合

受験者が、8 項で定められている「合格」の評価に至らなかった場合、不合格となる。6.5 項で定められている理由で試験を終了された者も、不合格とみなされる。すなわち、許可されていない資料や機器を使用した場合や、試験中に他の受験者と意思疎通をした場合、制限時間が過ぎた後に試験問題一式を返却しない場合、試験問題一式の持ち出しや拡散をした場合など。これらの場合、提出済みの科目も、一切採点されない。

9.1 再受験について

不合格になった受験者は、公示されている他の試験日への申し込みができる。試験は、すべての科目を再度受験しなければならない。再受験する受験者は、通常通りの申し込みを行い、受験料も再度支払う必要がある。

9.2 試験実施の不服申し立てについて

受験者が、試験の実施について不服を申し立てたい場合は、試験日当日すぐに、試験委員長に行くこと。この事実は、試験実施記録書に記録され、委員長が、不服は正当であったかどうか判断を行う。不服が正当であると判断された場合、委員長は、該当科目の再試験実施などの是正を保証する。

9.3 試験結果への不服申し立てについて

試験結果について不服のある者は、チェコ国内で受験した者は試験日から2か月以内、国外で受験した者は受験日から3か月以内に、ÚJOP 研究試験センター事務局まで、ÚJOP UK 所長宛に書面で送ることができる。不服申し立てには、受験者のコード番号と、試験会場名、不服を申し立てる理由が必要。不服申し立ては、到着後30日以内に処理される。

10 合格証明書

自らの試験結果は、試験日から30日後に右記のサイトで、コード番号より確認できる。

<http://ujop.cuni.cz/cce/vysledky> 受験者が試験に合格した場合、合格証明書が発行される。この証明書は、チェコ語と英語の二か国語の決められたフォーマットで、ÚJOP UK が発行する。チェコ国内で受験した者の証明書は、試験実施日から7週間以内に、申込書に記入された住所へ送付される。チェコ国外で受験した者の証明書は、郵送を手配する各国の試験センター経由で郵送される。

合格証明書が、試験実施日から7週間を過ぎても届かない場合は、ÚJOP UK 研究試験センター事務局に申し出ることが望ましい。この件について、試験日から9週間以内に申し出がなかった場合、その後の再発行には150チェココルナの手数料が発生する。紛失により再発行が必要な場合も、同様に手数料が発生する。

11 試験資料の保管

受験者の全ての解答用紙と口述試験の録音は、10年間保管される。その間、受験者は、試験結果に対する不服申し立て(9.3項参照)に基づき、任命された職員同席の上、自らの試験資料を閲覧する権利がある。その資料の書き写しおよび複写は、禁止されている。合格証明書再発行の根拠書類も、保管される。

12 非常時の対応と特別措置

例外的な状況が起きた場合(火事や警報、停電など)、事務官または試験官は、下記の手順を取ることに：警察などの管轄機関の指示に従って、受験者を退出させる。

- ・状況が許せば、すべての試験問題と解答用紙を集め、安全にしまう。

- ・今後の対応について、試験委員長に相談する。
- ・試験が続行されるのか、別の日程に延期されるのかを、受験者に知らせる。

受験者が健康上の理由で(急に具合が悪くなるなど)試験を最後まで継続できない場合、その理由により継続できなかった部分の試験のみ、直近に公示されている試験日に受けることができる。その状況が起きた場合、試験委員長がその場で対応する。

特別な必需品のある受験者(聴覚や視覚の不自由など、身体に支障のある受験者)は、特別措置要望の書面を、**試験日の2か月前までに**、ÚJPOP UK 研究試験センター長宛てに送付することができる。要望書には、3か月以内に発行された医療機関による診断書の、証明付きチェコ語訳を添付しなければならない。ÚJPOP UK 研究試験センター長は、要望への対応方法を決定する。特別措置とは、主に以下を指す。

- ・試験の実施方法(運営)や、その一部を、体の不自由さの性質に応じて調整すること。
- ・試験の制限時間の調整と、各科目のあいだの休憩時間を調整すること。
- ・試験会場へのアクセスのしやすさを考慮すること。

特別な措置によって、試験問題内容を改変したり、受験者の能力水準への要求を下げたりしてはならず、成績には客観的な評価を下さなくてはならない。

13 おわりに

チェコ語検定の運営とコーディネートについては、ÚJOP UK 研究試験センター長が責任を有する。各試験センターにおけるチェコ語検定の実施については、試験委員長が責任を有する。

この規程は 2017 年 5 月 18 日に発効し、これに伴い 2016 年 10 月 1 日付の試験規程は失効する。